

令和6年4月3日  
青森市市民部生活安心課長

「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます

「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。



### 期間

令和6年4月6日（土）～15日（月）までの10日間  
このうち4月10日（水）は交通事故死ゼロを目指す日

### 運動の重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

### 行事日程

別添資料「行事・活動日程」をご覧ください。  
(※期間前後の行事も含まれます。)



# 令和6年度

## 青森市交通安全対策協議会交通安全運動推進要綱

### 趣旨

人命尊重の理念の下、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全運動を推進するために必要な事項を定める。

### スローガン

「あなたも参加 わたしもやります “交通安全”」

### 運動重点

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の  
安全の確保と安全運転意識の向上



2 自転車・電動キックボード等利用時の  
ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止



4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と  
チャイルドシートの正しい使用の徹底



5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止



## 推進機関・団体

青森市交通安全対策協議会及びその関係機関・団体

## 推進方策

青森市交通安全対策協議会が中心となり、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進項目等に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

## 運動の種別

### 1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動……………令和6年4月6日(土)～4月15日(月) (10日間)
- 夏の交通安全県民運動……………令和6年7月21日(日)～7月31日(水) (11日間)
- 秋の全国交通安全運動……………令和6年9月21日(土)～9月30日(月) (10日間)
- いきいきシルバー交通安全強調月間……………令和6年11月1日(金)～11月30日(土) (1か月間)
- 冬の交通安全県民運動……………令和6年12月11日(水)～12月20日(金) (10日間)

### 2 日を定めて実施する運動

- 市民交通安全の日……………毎月1日

毎月1日を「市民交通安全の日」として、市民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進する。

- 高齢者交通安全の日……………毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」として、市民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進する。

- 交通事故死ゼロを目指す日……………令和6年4月10日(水)、9月30日(月)

内閣府(交通対策本部)が設けた「交通事故死ゼロを目指す日」において、春と秋の全国交通安全運動に連動した活動を行い、交通死亡事故の抑止を図る。

- 青森市民交通安全行動の日……………令和6年6月25日(火)

「青森市交通安全条例」で、青森市民交通安全行動の日<6月25日(無事故の日)>を定めており、様々な活動を通じて交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努める。

## 重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

### 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

#### (1) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

#### (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的なルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童(小学生)の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童(小学生)への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

### 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

#### (1) 運転者の歩行者保護意識の徹底

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の促進

#### (2) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口(安全運転相談窓口)の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底



### (3) 二輪車運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

## 重点 2 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底及び正しい着用方法の周知に向けた広報啓発の推進
- イ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
- ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

### (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ スマートフォン等の使用や、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

### (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

### 自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



## 重点3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組の促進
- イ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴(日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

## 重点4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

## 重点5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

### (1) 飲酒運転等の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反応した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

### (2) 妨害運転等の防止

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

### その他の推進項目

#### 1 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して日常点検の徹底や冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

## 2 暴走行為の追放

---

### (1) 暴走行為をさせない環境づくり

- ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
- イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。

### (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実

- ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
- イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。

### (3) 車両の不正改造の防止等

- ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
- イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
- ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

## 3 踏切事故の防止

---

### (1) 踏切道の交通の安全と円滑化の推進

- ア 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置など踏切道における安全施設の整備を図る。
- イ 車両等の踏切通過時の違反行為に対する対策を強化する。

### (2) 踏切通過方法等に関する教育の推進

- ア 踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。
- イ 学校や自動車教習所等では、踏切の安全な通過方法等の教育を推進する。

## 4 違法駐車排除気運の醸成

---

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

# 青森市交通安全対策協議会

# 令和6年春の全国交通安全運動実施要綱

## 目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 期間

4月6日(土)から4月15日(月)まで(10日間)

【4月10日(水)は交通事故死ゼロを目指す日】

## 運動重点

1

こどもが安全に通行できる  
道路交通環境の確保と  
安全な横断方法の実践



2

歩行者優先意識の徹底と  
「思いやり・ゆずり合い」  
運転の励行



3

自転車・電動キックボード  
等利用時のヘルメット着用  
と交通ルールの遵守



## 運動の進め方

運動を効果的に推進するため、市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。



## 重点1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

### (1) 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

### (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的なルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童(小学生)の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童(小学生)への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用及び**明るく目立つ色の衣服の着用**を促す取組の推進

## 重点2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

### (1) 運転者の歩行者優先意識の徹底

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進



## (2) 飲酒運転の根絶

---

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底



## (3) 妨害運転等の防止

---

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



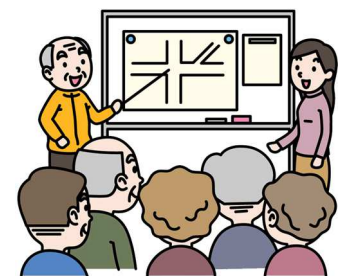
## (4) 高齢運転者の交通事故防止

---

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口(安全運転相談窓口)の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進



エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

## (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

---

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



## (6) 二輪車運転者に対する広報啓発

---

ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

### 重点3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

#### (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底及び**正しい着用方法の周知**に向けた広報啓発の推進
- イ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
- ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



#### (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ スマートフォン等使用や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進



#### (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア 特定小型原動機付き自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

# 令和6年 春の全国交通安全運動行事・活動日程（期間前後含む）

**運動期間**

令和6年4月6日（土）～4月15日（月）＜交通事故死ゼロを目指す日：4月10日（水）＞

**運動の重点**

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

※下記日程等は、天候、その他の理由（新型コロナウイルス感染拡大防止等）により変更・中止となる場合があります。

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先	
1	交通マナーアップ 作戦	4月8日（月） 15:00～ 久栗坂駐車帯 （東バイパス）	通過車両の運転者にチラシ等を配布し、安全運転と全席シートベルト着用を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊、青森 地区安全運転管理者協 会、青森市交通安全母 の会、青森警察署、青 森市	青森交通安全協会 Tel017-777-2815	
2	街頭広報活動	4月15日（月） 15:00 新町通り・さくら野	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
3	レッドストーム作戦	4月15日（月） 16:00 国道280号バイパス	スピードを出しがちな箇所赤色灯を回転させて通行車両のスピードダウンを図るとともに、安全運転を促す。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
4	のぼり旗作戦	4月10日（水） 10:00 ユニバース ラ・セラ東バイパス 店前歩道上 （国道4号）	のぼり旗やプラカードを持って歩道に立ち、通過車両に交通安全を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
5	安全協会青年部 街頭広報活動	4月12日（金） 18:30 イトーヨーカドー青森店	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青年部		
6	街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子どもと高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者の通行保護活動を実施する。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
7	巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
8	チラシ作戦	運動期間中 市内全域	安全運動の周知徹底を図ることを目的に、チラシを町会回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会 各支部		
9	のぼり旗の掲示	運動期間中 市内全域	「交通安全運動実施中」・「シートベルト着用」等ののぼり旗を掲示し、安全運動の周知徹底を図る。	青森交通安全協会 各支部		
10	小学校交通安全教室	運動期間後 （4月中）	実車による飛び出し事故実験等の参加・体験型交通安全教室を実施し、児童の交通事故防止を図る。	-		
11	交通安全・防犯 のぼり旗の設置	運動期間中 市内各所	「のぼり旗」を設置して交通安全の高揚を図る。	各町会、 各地区連合町会		
12	職場における交通 安全指導	運動期間中 青森地方気象台内	業務打合せの都度、交通法規の遵守を確認し、特に、走行速度の抑制、信号機のない横断歩道手前の減速と歩行者優先運転の率先実施を指導する。	青森地方気象台 Tel017-741-7412		
13	ホームページ等による周知	期間中含む通年	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して事故の抑止に努める。	青森地方気象台 青森地方気象台 Tel017-741-7413		
14	横断幕の設置	期間中 青森駐屯地正門	駐屯地正門に横断幕を掲示する。	曹友会		陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel017-781-0161 内線6735
15	のぼり旗の掲示	期間中 青森駐屯地内	駐屯地内のにぼり旗を掲示する。	曹友会		
16	声かけ運動	期間中 青森駐屯地正門・北門	駐屯地正門・北門において啓発グッズの配布を行う。	曹友会		



	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
17	横断幕の設置	期間中 正門前	横断幕を駐屯地正門前に掲示する。	曹友会	陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel017-781-0161 内線6735
18	のぼり旗の掲示	期間中 青森駐屯地内	駐屯地内へのぼり旗を掲示する。	曹友会	
19	声かけ運動	期間中 青森駐屯地内 正門・裏門	駐屯地正門・北門において啓発グッズの配布を行う。	曹友会	
20	交通指導	期間中 青森駐屯地内 交差点	道路交通法に基づき歩行者及び車両等に対する交通指導を行う。	第123地区警備隊	陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel017-781-0161 内線6735
21	登庁時における アルコールチェック	期間中 青森駐屯地内 駐車場	呼気検査を部隊計画で実施する。	駐屯地所在部隊	
22	交通安全の機会 教育	期間中 各部隊隊舎	各部隊計画	駐屯地所在部隊	
23	標語・ポスターの 掲示	期間中 隊員食堂通路	各部隊から標語及びポスターを出展していただき、隊員食堂に展示して、交通安全に対する意識の高揚を図る。	業務隊	
24	周知活動	期間中 会員事業所内	適性診断受診者へ「学童の安全確保」「思いやり・ゆずり合い」運転の励行を周知する。	独立行政法人 自動車事故対策機構	独立行政法人 自動車事故対策機構 Tel017-739-0552
25	令和6年「春の全国交通安全運動」 県民総決起大会	4月5日(金) 13:30~14:10 青森県観光物産館 アスパム	県民の交通道德の向上と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止の徹底を期することを目的として開催する。 ○大会宣言 ○新入学児童による誓いのことば ○交通機動隊パトロール出発 等	青森県、 青森県交通対策協議会	青森県環境生活部 県民生活文化課 交通・地域安全グループ Tel017-734-9232
26	広報活動	運動期間前 ~ 運動期間中	新聞広告(県内3紙)、ラジオ(県広報番組)、ポスター掲示、看板設置、県HP掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運動を広く周知する。	青森県	
27	事業主会・管理者 協会合同役員会	3月14日(木) 17:00~ ホテル青森 (期間前に書簡発 出)	事業主会・管理者協会の役員に対して、本運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転 管理事業主会、青 森地区安全運転管 理者協会	青森地区安全運転 管理者協会 Tel017-774-5050
28	事業主会・管理者 協会会員事業所 へ対する両会長連 名書簡の発出	運動期間前 協会加入事業所	事業主会・管理者協会の会員事業者に対して、本運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。		
29	交通安全・事故防 止の呼びかけ	運動期間中 会員店店頭	来店ユーザーに対して交通安全運動期間の周知と事故防止の呼びかけを行う。	青森地区二輪車普 及安全協会	青森地区二輪車普 及安全協会 Tel017-739-8255
30	自転車乗車用ヘル メット着用推進 運動	運動期間中 ~ 運動期間後 (令和6年4月~8月) 各小学校	・PTA総会で、子どもの自転車乗用時のヘルメット着用への協力依頼をする。 ・交通安全教室時にヘルメットを着用した実技指導をする。	各小学校	青森市小学校長会 (大野小学校) Tel017-739-8338
31	踏切事故防止の 啓発活動	4月12日(金) 新青森駅構内 石江踏切 青森駅構内 千刈踏切	のぼり旗の掲示や踏切事故防止に関わるチラシの配布を行う。	JR東日本青森営 業総括センター	青森地区センター Tel017-722-1175
32	のぼり旗の設置	期間中 営業所内	のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森市企業局 交通部	東部営業所 Tel017-726-5443 西部営業所 Tel017-788-2326
33	看板の設置	期間中 営業所内	営業所入口に看板を設置し、事故防止を呼びかける。	東部営業所 西部営業所	
34	高齢者交通安全 の日街頭活動	4月15日(月) 13:30~14:00 新町パサージュ広場前	市民にチラシ、反射材を配布し、交通事故防止を呼びかけるとともに、毎月15日の「高齢者交通安全の日」の周知活動を行う。	青森市交通安全 母の会、青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T el017-734-5258



	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
35	看板・のぼり旗の掲示	運動期間中 (期間外も実施)	看板・のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会	一般社団法人 青森県自動車会議所 TEL017-776-4211
36	自転車点検の実施	運動期間中 会員店店頭	学校、街頭における自転車の無料点検の実施、通学用自転車等の点検、TSマークの貼付活動	青森県自転車組合 東青支部	青森県自転車組合 TEL017-734-5988
37	自転車安全運転利用講習会の開催	4月～ 市内中学校5校	外部講師を派遣して自転車安全利用の講話、自転車シミュレーターによる模擬運転を体験してもらい、安全運転、交通ルールの啓発を行う。	(一社) 青森自動車協会	一般社団法人 青森自動車協会 TEL017-739-3645
38	小学校4年生に対する反射材の配布	4月～ 市内小学4年生全児童	行動範囲が広がり、自転車の利用が増える小学4年生に対し、自転車用反射板ウイングリフレクターを配布し、交通事故防止につなげる。		
39	指導車による街頭活動の実施	運動期間中 青森市・ 上磯・平内地区	指導車による街頭活動の実施及び会員事業所への安全運転及び事故防止の呼びかけを実施する。(青森市内全域予定)		
40	交通安全ポスター・のぼり旗の掲示	運動期間中 全会員事業所	全事業所で、のぼり旗、ポスターを掲示し、各事業者が春の全国交通安全運動実施結果を青森運輸支局へ報告する。	青森県トラック協会 青森支部	青森県トラック協会 青森支部 TEL017-729-3000
41	交通事故防止対策の再徹底	運動期間中 全会員事業所	全会員事業所への文書発信により、交通事故防止の周知徹底を図る。		
42	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し、安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「運動の重点」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。	マツダドライビング スクール青森	マツダドライビング スクール青森 TEL017-782-7272
43	安全講話	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運動期間中であることを強調し、無事故・無違反を呼びかける。		
44	レター活動	運動期間中	卒業生に対して、運転適性検査の結果による運転方法のアドバイス及び初心運転者による交通事故の原因についての関連情報や「交通安全ニュース」を送付する。		
45	のぼり旗及びポスターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗を掲げ、運動啓発を促すとともに、来客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。		
46	送迎車両に運動期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。		
47	広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定受検合格者に対し、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 TEL017-736-2061
48	地域貢献活動	運動期間中 青森東部自動車学校	安全運動の重点である「思いやりのある運転」等を中心に、職員が作成した手持ちプラカードを掲げ、地元交番と連携した安全運転への呼びかけをする。また、県道久栗坂造道道沿いの側溝に投げ捨てられた空き缶の回収や歩道に進出した草の刈り取り等、歩行者の安全確保を行う。		
49	交通安全施設等の点検	運動期間中	歩道橋等の交通安全施設について、巡回点検を実施する。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 TEL017-734-4573 青森地区 国道維持管理室 TEL017-734-4530

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
50	のぼり旗の設置	運動期間中 青森市内日本郵便 株式会社各郵便局	のぼり旗を設置し、運動期間中であることを周知し、地域の皆さまに交通安全を呼びかける。	日本郵便株式会社	青森西郵便局 Tel017-781-0600 青森中央郵便局 Tel017-775-5545
51	ポスターの掲示及びチラシの設置	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	ポスターの掲示及びチラシの設置を行い、地域の皆さまに運動期間中であることを周知し、交通安全を呼びかける。		
52	職場における安全指導	運動期間初日 青森西郵便局 青森中央郵便局	運動期間初日に一斉朝礼を実施し、交通事故根絶に向けた安全運転の徹底と安全意識の高揚を図る。		
53	在校生に対する啓発活動及び事故防止の呼びかけ	運動期間中 青森モータースクール	校舎内に運動期間中ポスターを掲示し、在校生に対して交通安全運動期間の告知と事故防止の呼びかけを行う。	青森モータースクール	青森モータースクール Tel017-738-2246
54	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森モータースクール	コース周辺の道路脇にのぼり旗を掲示、社員が道路沿いで地域住民に交通安全を呼びかける活動を行う。		
55	職場における安全指導	運動期間中 青森モータースクール	朝礼にて交通安全運動期間の周知徹底をし、業務中はもとよりプライベートでも事故・違反の防止に努めるよう意識向上を図る。		
56	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し、地域住民及び通学する在校生に、安全運動期間中であることを呼びかける。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 Tel017-736-3371
57	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外にポスターを掲示し運動期間中における、事故防止の呼びかけを行う。		
58	在校生・来校者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	通学する教習生および講習受講者等に、担当者から事故防止を呼びかけるとともに、「信号機のない横断歩道」における歩行者保護の啓発活動を行う。		
59	講習受講者への啓発活動	-	来校する高齢者講習の予約申込者や受講者に運動期間の事故・違反防止を呼び掛けるとともに、反射材を無料配布し、「反射材活用」の啓発活動を行う。		
60	広報あおもりでの周知	4月1日号 市内全世帯へ配布	「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を行い、交通安全意識の高揚を図る。	青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel017-734-5258
61	書簡による交通安全運動の周知	運動期間前 各教育機関等	各学校等に対して書簡を送付し、「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知をするとともに、自転車の安全利用に対するチラシを配布し事故防止を図る。		
62	大型小売店舗等での広報活動の推進	運動期間前 大型小売店舗等	大型小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけ、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を依頼する。		
63	交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	市役所駅前庁舎玄関前にのぼり旗を設置し、交通安全を呼びかけるほか、庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。		
64	街頭活動及び交通指導取締りの強化	運動期間中 青森警察署管内	街頭活動及び交通指導取締りを強化する。	青森警察署	青森警察署交通第一課 安全教育係 Tel017-723-0110

## 青 森 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

事務局 青森市 市民部 生活安心課 交通安全推進チーム TEL 017-734-5258 FAX 017-734-5256